

令和8年第2回（3月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第14号	令和7年度上越市一般会計補正予算(第7号)	こども家庭センターほか	1～7
議案第20号	上越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	幼児保育課	8
議案第31号	上越市児童館条例の一部改正について	こども家庭センター	9
議案第32号	上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について	こども家庭センター	10
議案第33号	上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	11
議案第34号	上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	12～13
議案第35号	上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	幼児保育課	14～17
議案第5号	令和8年度上越市一般会計予算	こども家庭センターほか	18～62

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第14号
提出課	こども家庭センター

歳出科目 (P64~P65)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
児童手当給付事業	3,467,835	△119,518	3,348,317

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	△95,939	扶助費	△119,518
県支出金	△11,757		
一般財源	△11,822		

【補正理由】

児童手当の支給対象児童数が当初の見込みを下回ることから、決算見込みにあわせて減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	児童手当交付金	2,803,778	△95,939	2,707,839
県支出金	児童手当交付金	330,264	△11,757	318,507
一般財源		333,793	△11,822	321,971
合計		3,467,835	△119,518	3,348,317

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	児童手当費	3,464,315	△119,518	3,344,797

<支給対象延べ児童数>

当初	実績見込み	比較増減
266,453	256,862	△9,591

提出課	幼児保育課
-----	-------

歳出科目 (P64~P65)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所運営費	2,201,177	△163,851	2,037,326

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△163,851	報酬	△18,869
		給料	△88,775
		職員手当等	△29,116
		共済費	△27,091

【補正理由】

入園児童数の減少等に伴い、保育士の会計年度任用職員の任用が当初の見込みを下回ることから、決算見込みにあわせて減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	1,978,321	△163,851	1,814,470
合計	1,978,321	△163,851	1,814,470

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	現業会計年度任用職員報酬	262,892	△18,869	244,023
給料	現業会計年度任用職員給料	784,524	△88,775	695,749
職員手当等	現業会計年度任用職員期末・勤勉手当	289,817	△29,116	260,701
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	265,720	△27,091	238,629
合計		1,602,953	△163,851	1,439,102

歳出科目 (P64~P67)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立保育所等運営費	4,618,826	△18,862	4,599,964

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	3,474	委託料	25,157
県支出金	2,757	負担金補助及び交付金	57,437
一般財源	△25,093		△101,456

【補正理由】

国の「公定価格における運営継続支援臨時加算」の創設を受け、物価高騰に対する運営支援として、私立保育園及び認定こども園へ1施設当たり10万円を支給するとともに、国が定める公定価格の引き上げに伴い児童保育委託料等を増額するほか、私立保育園の施設整備に係る補助金について、決算見込みにあわせて減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	2,089,708	71,112	2,160,820
	就学前教育・保育施設整備交付金	76,320	△67,638	8,682
県支出金	私立保育所等施設型給付費負担金	893,677	5,764	899,441
	私立保育所等施設型給付費地方単独費用県費補助金	140,935	△3,007	137,928
一般財源		1,362,108	△25,093	1,337,015
合計		4,562,748	△18,862	4,543,886

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	児童保育委託料	394,648	25,157	419,805
負担金補助及び交付金	私立保育園等改築工事補助金	114,478	△101,456	13,022
扶助費	認定こども園施設型給付費	3,946,189	57,437	4,003,626
合計		4,455,315	△18,862	4,436,453

歳出科目 (P66～P67)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
特別保育事業	599,272	△111,760	487,512

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△33,915	委託料	△111,760
一般財源	△77,845		

【補正理由】

私立保育園等への障害児保育委託料及び未満児保育事業委託料について、各園の状況に応じて、施設型給付費等に切り替えて支出したことなどから、委託料を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	未満児保育事業補助金	95,049	△33,915	61,134
一般財源		396,482	△77,845	318,637
合計		491,531	△111,760	379,771

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	障害児保育委託料	321,677	△48,746	272,931
	未満児保育事業委託料	190,099	△63,014	127,085
合計		511,776	△111,760	400,016

※障害児保育及び未満児保育に係る施設型給付費等の増は、私立保育所等運営費 (P3) において増額補正する。

歳出科目 (P66～P67)	3款2項2目	保育所運営費
----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
公立保育所施設整備事業	135,128	△76,039	59,089

主な補正財源		主な経費	
繰入金	△272	委託料	△6,699
市債	△73,300	公有財産購入費	△69,340
一般財源	△2,467		

【補正理由】

(仮称) 和田・三郷区新保育園整備事業において、令和7年度中に建設用地の取得が見込めないことから、用地購入等に係る経費を減額するとともに、(仮称) 津有・高士・諏訪区新保育園整備事業において、関連業務との工程調整の結果、測量業務を令和8年度に実施することとしたことから、委託料を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
繰入金	ふるさと上越応援基金繰入金	11,629	△272	11,357
市債	保育園整備事業	120,800	△73,300	47,500
一般財源		2,699	△2,467	232
合計		135,128	△76,039	59,089

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	測量委託料	4,840	△4,840	0
	不動産鑑定委託料	649	△649	0
	調査業務委託料	1,210	△1,210	0
公有財産購入費	用地購入費	69,340	△69,340	0
合計		76,039	△76,039	0

提出課	こども家庭センター
-----	-----------

歳出科目 (P66～P67)	3款2項3目	母子福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ひとり親家庭等支援事業	99,203	9,611	108,814

主な補正財源		主な経費	
県支出金	5,062	扶助費	9,611
一般財源	4,549		

【補正理由】

ひとり親家庭等医療費において、1件当たりの助成額が当初の見込みを上回ることから、決算見込みにあわせて増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	ひとり親家庭等医療費 助成事業補助金	42,322	5,062	47,384
一般財源		50,143	4,549	54,692
合計		92,465	9,611	102,076

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	ひとり親家庭等医療費 助成費	83,650	9,611	93,261

<助成内容>

(単位：件、円)

区分	当初	実績見込み	比較増減
助成件数	37,175	36,487	△688
1件当たりの助成額	2,250	2,556	306

歳出科目 (P66～P67)	4款1項2目	母子衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
妊産婦・子ども医療費助成事業	716,394	42,740	759,134

主な補正財源		主な経費	
県支出金	4,067	扶助費	42,740
一般財源	38,673		

【補正理由】

子ども医療費の助成件数等が当初の見込みを上回ることから、決算見込みにあわせて増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	子ども医療費助成等交付金	178,876	4,067	182,943
一般財源		481,660	38,673	520,333
合計		660,536	42,740	703,276

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	子ども医療費助成費	638,661	42,740	681,401

<助成内容>

(単位：件、円)

区分		当初	実績見込み	比較増減
子ども医療費助成	助成件数	328,939	330,672	1,733
	1件当たりの助成額	1,942	2,060	118

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 2 0 号
提 出 課	幼児保育課

上越市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について

1 制定理由

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、満3歳未満の乳児等を対象とした「子ども誰でも通園制度」*が、令和8年4月から給付制度化されるため、保育所等における運営に関する基準を定めるもの

2 主な規定内容

- (1) 特定乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の総則的事項について基準を定める。（第3条関係）
- (2) 事業の1時間及び1月当たりの利用定員について、それぞれ基準を定める。（第4条関係）
- (3) 特定乳児等通園支援事業者（以下「事業者」という。）が乳児等支援給付認定子どもに特定乳児等通園支援（以下「支援」という。）を行うための運営に関する基準を定める。
 - ア 事業者は、事業を利用する乳児等支援給付認定子どもに対して最初に支援を提供するときは、乳児等支援給付認定子どもの保護者と面談を行わなければならない。（第5条関係）
 - イ 事業者は、支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。（第12条関係）
 - ウ 事業者が、支援を提供した乳児等支援給付認定子どもの保護者から受けることができる費用について規定する。（第13条関係）
 - エ 事業者は、事業の運営に関する運営規程を定めておかななければならない。（第20条関係）
 - オ 事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、差別的取扱いをしてはならない。（第24条関係）
 - カ 事業者の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、虐待など心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（第25条関係）
 - キ 事業者は、支援を提供した乳児等支援給付認定子どもの保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じなければならない。（第29条関係）
 - ク 事業者は、事業の会計をその他の事業と区分しなければならない。（第32条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

※ 「子ども誰でも通園制度」とは、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度で、法律上の名称は「乳児等通園支援事業」という。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第31号
提 出 課	こども家庭センター

上越市児童館条例の一部改正について

1 改正理由

諏訪地区公民館整備事業において、旧諏訪小学校校舎に隣接する諏訪児童館用地を含めた一体的な整備を計画していることから、当該児童館の供用を廃止するもの

2 改正内容

条例中で引用する施設から諏訪児童館を削除する。（第1条関係）

3 施行期日

令和8年4月1日

4 上越市児童館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前																	
(設置) 第1条 略		(設置) 第1条 略																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="border: 2px solid black;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>富岡児童館</td> <td>上越市大字富岡 230番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	(削除)		富岡児童館	上越市大字富岡 230番地	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪児童館</td> <td>上越市大字北田 中357番地</td> </tr> <tr> <td>富岡児童館</td> <td>上越市大字富岡 230番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	諏訪児童館	上越市大字北田 中357番地	富岡児童館	上越市大字富岡 230番地	(略)	
名称	位置																		
(削除)																			
富岡児童館	上越市大字富岡 230番地																		
(略)																			
名称	位置																		
諏訪児童館	上越市大字北田 中357番地																		
富岡児童館	上越市大字富岡 230番地																		
(略)																			

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 2 号
提 出 課	こども家庭センター

上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

1 改正理由

妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促すため、妊産婦医療費の助成対象期間を拡充するもの

2 改正内容

- (1) 妊産婦の助成対象期間の初日について、妊娠の届出をした日の属する月の翌月の初日から、妊娠の届出をした日に改める。（第 9 条関係）
- (2) 改正後の第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後に妊娠の届出をした者に行われる医療に係る助成について適用し、同日前に妊娠の届出をした者に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 上越市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(助成対象期間)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>(1) 対象妊産婦 母子保健法(昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号)第 1 5 条の規定による妊娠の届出をした日 _____ から出産した日(流産又は死産した場合を含む。)の属する月の翌月の末日まで</p> <p>(2) 略</p>	<p>(助成対象期間)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>(1) 対象妊産婦 母子保健法(昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号)第 1 5 条の規定による妊娠の届出をした日<u>の属する月の翌月の初日</u>から出産した日(流産又は死産した場合を含む。)の属する月の翌月の末日まで</p> <p>(2) 略</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 3 号
提 出 課	幼児保育課

上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条文中で引用する条項を改めるもの

2 改正内容

児童福祉法の一部改正に伴い、条文中で引用する条項を改める。（第 2 5 条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第34号
提 出 課	幼児保育課

上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等を行う事業者が性暴力防止のために講じる措置に関する規定及び保育所等における健康診断について乳幼児健康診査が当該診断の代替とできる旨の規定を追加するほか、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 児童福祉法の一部改正に伴い、条文中で引用する条項を改める。（第13条関係）
- (2) 家庭的保育事業者等が性暴力防止のために講じる措置に関する規定を定める。（第14条関係）
- (3) 保育所等における健康診断について乳幼児健康診査が当該診断の代替とできる旨の規定を定める。（第18条関係）

3 施行期日

- (1) 2(1)及び(3)の改正 公布の日
- (2) 2(2)の改正 令和8年12月25日

4 上越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、<u>法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）</u>を防止し、及び児童対象性暴力</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第14条 <u>削除</u></p>

改正案	改正前				
<p>等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="248 1249 794 1680"> <tr> <td data-bbox="248 1249 523 1464">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="523 1249 794 1464">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1464 523 1680">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="523 1464 794 1680">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3及び4 略</p>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>（利用乳幼児及び職員の健康診断）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 5 号
提 出 課	幼児保育課

上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業を行う事業者が性暴力防止のために講じる措置に関する規定及び余裕活用型乳児等通園支援事業における利用定員の定義の規定を追加するほか、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 児童福祉法の一部改正に伴い、条文中で引用する条項を改める。(第 1 4 条関係)
- (2) 乳児等通園支援事業者が性暴力防止のために講じる措置に関する規定を加える。(第 1 4 条の 2 関係)
- (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業における利用定員の定義の規定を追加する。(第 2 1 条関係)
- (4) 特例保育事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う際の設備及び職員の基準の特例に関する規定を追加する。(第 2 3 条関係)
- (5) その他文言を整備する。

3 施行期日

- (1) 2 の(1)の改正 公布の日
- (2) 2 の(3)から(5)までの改正 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 2 の(2)の改正 令和 8 年 1 2 月 2 5 日

4 上越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(最低基準の目的)</p> <p>第 3 条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(市長の監督に属する乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同</p>	<p>(最低基準の目的)</p> <p>第 3 条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(_____乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第 2 3 項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同</p>

改 正 案	改 正 前
<p>じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の一般的条件）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上等）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（<u>児童対象性暴力等の防止</u>）</p> <p>第14条の2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をい</u></p>	<p>じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の一般的条件）</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>（<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識及び技能の向上等）</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

改 正 案	改 正 前
<p>う。) <u>その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (追加)</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) _____ 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用に当た</u>ての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所の職員は、</u>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p><u>（設備及び職員の基準の特例）</u></p> <p>第23条の2 <u>子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児又は幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u> 利用に当たての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者の職員は、</u>正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員 _____ _____ _____の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>(準用)</p> <p>第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、 余裕活用型乳児等通園支援事業について準 用する。 _____ _____ _____ _____</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその乳 児等通園支援事業所の職員は、記録、作成 その他これらに類するもののうち、この条 例の規定において書面（書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本その 他文字、図形等人の知覚によって認識す ることができる情報が記載された紙その 他有体物をいう。以下この条において同 じ。）で行うことが規定されている又は 想定されるものについては、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録（電 子的方式、磁気的方式その他人の知覚 によっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計 算機による情報処理の用に供される ものをいう。）により行うことができ る。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 27 条 第 24 条及び第 25 条の規定は、 余裕活用型乳児等通園支援事業について準 用する。<u>この場合において、第 24 条中</u> <u>「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは</u> <u>「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第</u> <u>25 条中「一般型乳児等通園支援事業を行</u> <u>う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園</u> <u>支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第 28 条 乳児等通園支援事業者及びその職 員 _____ は、記録、作成 その他これらに類するもののうち、この条 例の規定において書面（書面、書類、文 書、謄本、抄本、正本、副本、複本その 他文字、図形等人の知覚によって認識す ることができる情報が記載された紙その 他有体物をいう。以下この条において同 じ。）で行うことが規定されている又は 想定されるものについては、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録（電 子的方式、磁気的方式その他人の知覚 によっては認識することができない方 式で作られる記録であって、電子計 算機による情報処理の用に供される ものをいう。）により行うことができ る。</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第5号
提出課	こども家庭センター

歳出科目 (P188～P191)	3款2項1目	児童福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童扶養手当給付事業	540,095	578,087	△37,992

主な財源		主な経費	
国庫支出金	178,869	報酬	1,833
一般財源	361,226	職員手当等	537
		共済費	430
		役務費	589
		扶助費	536,609

【目的】

ひとり親家庭等の児童を監護する母、父又は父母以外の養育者に対し、児童扶養手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図る。

【実施内容】

(1) 支給月額

区分	児童1人	児童2人以上
全部支給	46,690円	児童1人につき 11,030円加算
一部支給	11,010円～46,680円	児童1人につき 5,520円～11,020円加算

※受給者又は受給者と生計を同じくする同居家族の所得が限度額以上の場合は、支給停止

※公的年金受給による支給制限あり

(2) 支給人数及び支給額

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
月平均支給人数	1,048	1,027
母子	1,000	981
父子	48	46
支給額(千円)	550,951	536,609
1人あたり平均支給額(円/年)	525,717	522,502

歳出科目（P190～P191）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育て支援事業	9,342	8,014	1,328

主な財源		主な経費	
国庫支出金	422	報酬	1,931
県支出金	55	需用費	2,063
一般財源	8,865	委託料	1,825
		使用料及び賃借料	669
		負担金補助及び交付金	1,508

上越市こども計画に基づき、各種施策を着実に推進し、子どもが健やかに成長できる環境を整備する。

○こども計画の推進 6,697

【目的】

上越市こども計画（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）に基づく各種施策を着実に推進する。

【8年度目標】

- ・上越市こども計画に位置付けた各種施策の着実な推進を図る。
- ・子どもへの食事提供や学習支援の場等の新規開設を行う地域の団体等に対して、その費用を助成することにより、子どもの居場所づくりを推進する。
- ・生後8週未満の乳児の一時預かり費用を助成し、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。
- ・高校の制服等リユース事業を、民間団体の知見を活用しながら実施し、子どもの高校への就学を支援する。

【実施内容】

- ・上越市こども計画に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において、事業の進捗の点検・評価や教育・保育施設の利用定員の設定等、子育て支援施策に関する必要な事項及び実施状況について調査審議を行う。
- ・子どもの権利に関する理解と知識を深めるため、子どもの権利学習の実施や市民を対象とした講座を開催する。
- ・子どもへの食事提供や学習支援の場等、子どもの居場所の新規開設を行う地域の団体等に対して、開設に伴う費用として、1団体10万円を上限に補助を行う。
- ・民間団体が実施する生後8週未満の乳児の一時預かりを利用した市民に対し、利用料の半額（30分当たり500円上限）の助成を行う。
- ・子どもの高校への就学を支援するため、不要となった制服を回収し、補修等を施した上で、所得の少ない家庭等へ提供するリユース事業を実施する。

○子育て支援情報の提供 217

【目的】

妊娠期や子育て中の人に対し、ホームページやSNS、子育て支援PRリーフレットを活用して子育て情報を発信することにより、安心して子どもを産み育てることができ

る環境づくりを推進する。

【8年度目標】

対象者に個々のニーズに応じた子育て支援が行き届くよう、適時適切な情報発信を行う。

【実施内容】

子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」に、子育てに関するイベントや各種支援制度を見やすく掲載し、子育て支援情報を発信する。

<アクセス件数及びメールマガジン登録者数>

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
アクセス件数	52,050	60,378
メールマガジン登録者数	547	550

○子育てジョイカード事業 314

【目的】

特に経済的負担の大きい多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、負担の軽減を図る。

【8年度目標】

事業の継続的・安定的な実施のため、協賛企業の確保に向けた取組を進め、多子世帯の経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

- ・18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、「子育てジョイカード」を配付し、協賛企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供する。
- ・事業周知のため、協賛企業に対してステッカー等のPR物品を配付する。
- ・事業所訪問等により、協賛への協力を依頼する。(令和8年1月末現在の協賛企業数196社、協賛店舗数316店)

○地域独自の予算事業 2,114

[新]・八千浦の子どもを健やかに育む事業(八千浦区)(250)

子どもが安心していきいきと健やかに育つ社会の実現に寄与するため、八千浦地区の地域資源(人材含む)を活用し、子ども向けの豊かな体験ができるイベント実施や長期休暇に合わせ学んだり食事をしたりして過ごせる居場所づくりを行う。

実施主体:つなゆう

[新]・子どもおとなも集まれ!PLAY!かきざき事業(柿崎区)(598)

子どもたちの居場所づくりに向け、子どもや保護者、高齢者等が交流できるイベントを実施する。

実施主体:k a k i z a k i こどもMURA

・子どものい〜場所開設事業(中郷区)(1,026)

全世帯アンケートや保護者座談会で得た、子どもの居場所に関する課題を解決するため、子ども同士が気軽に集まり自由な活動ができる場所を提供する。

実施主体:市(提案団体:中郷区地域協議会)

- ・三和ふれあい食堂事業（三和区）（240）

食を通じて住民の世代間交流を図るため、子どもから高齢者まで地域住民が気軽に集える「三和ふれあい食堂」を開催する。

実施主体：三和ふれあい食堂運営委員会

歳出科目 (P190～P191)	3 款 2 項 1 目	児童福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童手当給付事業	3,235,241	3,467,835	△232,594

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,613,849	報酬	1,833
県支出金	308,877	職員手当等	537
一般財源	312,515	共済費	430
		役務費	643
		使用料及び賃借料	104
		扶助費	3,231,605

【目的】

児童を養育している人に手当を支給することにより、子育て家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。

【実施内容】

(1) 支給対象及び支給月額 (単位：円)

支給対象		児童1人当たりの 支給月額
3歳未満	第1・2子	15,000
	第3子以降	30,000
3歳から 高校生年代まで	第1・2子	10,000
	第3子以降	30,000

※「第3子以降」とは、大学生年代（22歳に到達した年度の末日まで）までの子のうち、上から3番目以降

(2) 対象児童数及び支給額

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
対象児童数 (延べ)	256,862	246,463
支給額	3,344,797	3,231,605

歳出科目（P190～P191）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子どもの育ち支援事業	16,394	18,960	△2,566

主な財源		主な経費	
国庫支出金	8,268	報酬	6,543
県支出金	2,145	給料	2,974
一般財源	5,981	職員手当等	2,951
		共済費	2,329
		旅費	454
		需用費	369

【目的】

子どもの虐待予防や課題を抱える家族への支援をとおして、保護者の子育てに関する不安や負担感の軽減を図り、家庭における子どもを育てる力の向上や健やかに育む環境を整える。

【8年度目標】

- ・子どもの小さな変化に気づき、早期に保護者等の困り感への支援を実施することにより、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努める。
- ・子どもの育てにくさを抱える家族が課題を理解し、家庭の中で子どもを健やかに育む環境を整える。

【実施内容】

- ・関係機関がそれぞれの役割や活動内容を理解し、連携した対応ができるよう、「要保護児童対策地域協議会」を開催する。
- ・教職員や認定こども園職員等を対象に、虐待に気付く視点等について研修を実施する。また、相談支援ファイル「わたしのきろく」の活用に関する研修を実施する。
- ・子ども自身が児童虐待について理解し、虐待を受けた時に相談できるよう、小中高校生を対象にリーフレットを作成し配布する。
- ・市民の虐待防止やヤングケアラーについての認識を高めるため、市ホームページでの周知や子どもの虐待予防出前講座を実施する。
- ・子どもの虐待や育ちに関する相談について、市の社会福祉士や臨床心理士等が関係機関と連携し、子どもや保護者の状況に応じた支援を行う。

[新] 子育て短期支援事業

保護者の入院等、様々な理由により、家庭において一時的に子どもを養育することが困難な場合に、里親宅で一時預かりを実施する体制を整える。

[新] 子どものメンタルヘルスを守るネットワークの構築

市内医療機関や子どもに関わる福祉の関係団体などが連携し、子どものメンタルヘルスに関する相談対応を始め、児童精神科への受診調整及び家庭や学校における環境調整等を行うための地域の仕組みを整備する。

歳出科目（P190～P191）	3款2項1目	児童福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
物価高対応子育て応援手当支給事業	40,113	0	40,113

主な財源		主な経費	
国庫支出金	40,113	役務費	113
		負担金補助及び交付金	40,000

【目的】

令和8年4月1日以降に支給決定が見込まれる公務員世帯及び令和8年4月1日以降に児童手当を申請する3月中に出生した児童の父母等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

【実施内容】

物価高対応子育て応援手当（国制度分）の新年度支給分について、国の指示に基づき、改めて予算計上するもの

<国制度分：2万円>

区分	世帯数（世帯）	児童数（人）	支給額（千円）
公務員世帯	900	1,900	38,000
出生児の父母等	100	100	2,000
計	1,000	2,000	40,000

<市独自上乗せ分：5千円> ※別途、繰越明許費として1月臨時会で議決済

区分	世帯数（世帯）	児童数（人）	支給額（千円）
公務員世帯	900	1,900	9,500
出生児の父母等	100	100	500
計	1,000	2,000	10,000

○制度概要

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、こどもたちの健やかな成長を応援するため、国の施策として0歳から高校生年代までの児童を養育する父母等へ、児童1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するとともに、国の重点支援地方交付金を活用し、市独自の支援として児童1人当たり5千円を追加支給する。

区分		公務員世帯以外	公務員世帯
支給対象	対象児童	0歳から高校生年代までの児童 ※平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童	
	支給対象者	対象児童の児童手当受給者	
支給額		対象児童1人につき2万5千円 (国制度分：2万円、市独自上乗せ分：5千円)	
対象児童数 (対象世帯数)		21,500人 (12,700世帯)	3,100人 (1,800世帯)

提出課	幼児保育課
-----	-------

歳出科目 (P192～P193)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所運営費	2,247,752	2,201,177	46,575

主な財源				主な経費			
国庫支出金	27,879	諸収入	107,310	報酬	307,188	共済費	273,491
県支出金	17,777	市債	31,700	給料	753,085	需用費	351,796
使用料及び手数料	57,664	一般財源	1,998,671	職員手当等	309,857	委託料	124,487

【目的】

公立保育所において保護者が安心して子どもを預けられる環境を整え、子どもの健やかな育ちを支援する。

【8年度目標】

- ・ 保育園の老朽化に伴う修繕などを適時適切に行い、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。
- ・ 年度途中の入園希望に対応するため、潜在的な保育士の掘り起こしに取り組むとともに、適切に保育士を配置する。
- ・ 全ての子どもの育ちを支えることを目的に「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施し、子育て家庭への支援を強化する。

【実施内容】

(1) 保育の実施

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「保育所保育指針」を基に策定した上越市立保育園の「保育の計画」に沿って、児童の年齢等に応じて適切に保育することで、子どもの健やかな育ちを支える。

(2) 公立保育園の状況

園数	予定利用定員	児童数
34	2,669	1,641

※児童数は、通年における平均の見込数

(3) 職員数の状況（令和8年4月1日時点の見込数）

正規職員		会計年度任用職員					合計
保育士 (園長等含む)	調理員	保育	調理	看護師	事務	保育園士	
243	48	292	54	6	5	32	680

(4) 施設の修繕・工事

- ① 営繕修繕 26,500（箇所付分 7,411、緊急分 19,089）
- ② 備品修繕 3,391（箇所付分 108、緊急分 3,283）

(5) 通園バス運行事業

- ① 実施保育園数 18 園
- ② 車両台数等 車両数 24 台、運行組織数 12 団体
- ③ 運行業務委託料 57,927
 - ・通常運行分 56,167 (利用見込人数 107 人)
 - ・園外保育分 1,760

(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全ての子どもの育ちを支えることを目的に、親の就労要件を問わず月 10 時間までを上限に時間単位で柔軟に子どもを保育園へ預けることができる制度で、令和 8 年度からは法律に基づき給付制度化し、受け入れ可能な全ての公立保育園で実施する。

(参考資料)

令和 8 年度公立保育園別の予定利用定員及び児童数

	園名	予定利用定員	児童数		園名	予定利用定員	児童数
1	南新町	70	33	19	安塚	30	17
2	東本町	94	53	20	うらがわら	110	41
3	稲田	60	44	21	大島	30	15
4	大和	103	75	22	牧	20	8
5	戸野目	100	71	23	柿崎第一	100	60
6	上雲寺	60	36	24	柿崎第二	80	32
7	和田	70	44	25	上下浜	30	18
8	高士	40	16	26	下黒川	30	20
9	子安	86	65	27	はまっこ	180	139
10	三郷	30	25	28	まつかぜ	110	79
11	諏訪	30	20	29	南川	160	115
12	富岡	76	59	30	大養	150	94
13	夷浜	30	9	31	明治	50	29
14	やちほ	110	52	32	中郷	60	32
15	有田	160	112	33	いたくら	160	86
16	たにはま	30	11	34	きよさと	80	44
17	保倉	60	32	合 計		2,669	1,641
18	北諏訪	80	55				

※児童数は、通年における平均の見込数

歳出科目（P192～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
私立保育所等運営費	4,991,775	4,618,826	372,949

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,424,041	一般財源	1,426,695
県支出金	1,137,046	委託料	100,886
分担金及び負担金	3,993	負担金補助及び交付金	4,716,954
			173,935

【目的】

私立保育園及び認定こども園に対し、各種補助等を行うことで、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整え、子どもの健やかな育ちを支援する。

【8年度目標】

私立保育園及び認定こども園への各種委託・補助を継続し、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。

【実施内容】

(1) 私立保育園等の状況

	園数		予定利用定員		児童数	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
私立保育園	3	1	356	60	339	47
認定こども園	28	30	3,298	3,620	3,027	3,272
合計	31	31	3,654	3,680	3,366	3,319

※児童数は、通年における平均の見込数

(2) 委託料・扶助費の内訳

- ・運営委託料（園児の健診等に係る委託料） 19,145（全園）
- ・児童保育委託料 81,741（私立保育園1園）
- ・認定こども園施設型給付費 4,674,200（30園）
- ・就園支援給付金（市独自の給食費の軽減分の補填） 7,292（全園）
- ・私立保育園等給食費支援給付金（物価高騰対策） 19,285（全園）
- ・子育て支援施設等利用給付費 16,177（幼稚園・認定こども園預かり保育、認可外保育施設）

(3) 補助金の内訳

- ・私立保育園等保育園士雇用補助金 77,537（29園）
- ・私立保育園等看護職員雇用補助金 9,618（14園）
- ・私立保育園等改築工事補助金 70,129（4園）
- ・私立保育園及び私立認定こども園園児通園バス購入費等補助金 3,000（3園）
- ・再配置対象保育園バス業務支援補助金 13,651（2園）

(参考資料)

令和8年度保育園等の予定利用定員及び児童数

(1) 保育園

	園名	予定利用定員	児童数
1	くろだ	60	47
	合 計	60	47

(2) 認定こども園

	園名	予定利用定員	児童数
1	マハヤナ	200	198
2	たちばな	105	93
3	聖上智オリーブ	120	89
4	たちばな春日	210	187
5	なかよし	105	104
6	大曲	118	114
7	高志	145	138
8	聖母マリア	100	88
9	ひがししろ	110	103
10	いずみアイ	120	110
11	明照	102	83
12	高田大谷	132	124
13	つちはし	210	200
14	真行寺	170	159
15	もみじ	75	64
16	上越カトリック天使	100	70
17	マリア愛児	110	100
18	ほたる	120	109
19	和同	60	53
20	門前にここにこ	222	220
21	こがね	98	90
22	城西	50	42
23	五智	80	72
24	下門前	100	98
25	よしかわ	60	57
26	名立たちばな	35	35
27	かすが	233	187
28	なおえつにここにこ	215	180
29	さんわ	90	81
30	森のこども園てくてく	25	24
	合 計	3,620	3,272

※上記(1)及び(2)の児童数は、通年における平均の見込数

歳出科目（P194～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別保育事業	602,904	599,272	3,632

主な財源		主な経費	
国庫支出金	20,336	一般財源	445,717
県支出金	86,851	委託料	580,358
繰入金	50,000	負担金補助及び交付金	
			22,546

【目的】

私立保育園及び認定こども園に対し、各種委託や補助を行うことで、延長保育や一時預かり、未満児保育など多様な保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整える。

【8年度目標】

延長保育や一時預かり、未満児保育など保育ニーズに応じた特別保育を実施し、保護者が安心して子育てができる環境を整える。

【実施内容】

事業名	事業内容	実施園	事業費
未満児保育事業	1歳児に対する保育士の配置基準や0歳児に対する面積基準など、国基準以上で未満児の保育を行う。	私立保育園及び認定こども園30園	114,828
[充]障害児保育事業	特別な配慮が必要と認められる児童の受入れを行い、必要な保育士の加配を行う。 ※委託料基準額の見直し	私立保育園及び認定こども園27園	414,396
延長保育促進事業	保育認定を受けた児童について、「保育短時間（最長8時間）」又は「保育標準時間（最長11時間）」を超える時間に保育を行う。	私立保育園及び認定こども園全園	39,356
地域活動事業	高齢者との世代間交流や異年齢児との交流事業を行う。	認定こども園19園	5,980
医療的ケア児保育支援事業	看護師の配置等を支援し、医療的ケアが必要な児童の受入れを行う。	認定こども園1園	5,798
一時預かり事業	就労、疾病、育児疲れ解消等の理由による一時的な保育の実施を支援する。	認定こども園8園	17,965

事業名	事業内容	実施園	事業費
保育環境改善等事業 (障害児受入促進事業・安全対策事業(午睡事故防止対策・性被害防止対策)・熱中症対策事業)	障害のある児童の保育に必要な環境整備や、午睡事故・性被害防止のための備品の購入、熱中症対策として冷房設備を設置又は更新するための改修等を支援する。	認定こども園 12 園	3,756
保育所等業務効率化推進事業	保育士等の業務負担を軽減するため、保育の周辺業務や補助業務に係る I C T 等を活用した業務システムの導入や、外国人の子どもの保護者対応に係る通訳等のための機器の購入を支援する。	認定こども園 1 園	825
合 計			602,904

歳出科目 (P 194～P 195)	3 款 2 項 2 目	保育所運営費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
公立保育所施設整備事業	51,604	135,128	△83,524

主な財源		主な経費	
繰入金	15,327	報酬	60
市債	9,100	旅費	10
一般財源	27,177	役員費	276
		委託料	50,252
		負担金補助及び交付金	
			1,000

【目的】

保育園施設の老朽化や就学前児童数の減少、多様化する保育ニーズ等に対応するため、公立保育園の民間移管を含めた適正配置等の取組を推進する。

【8年度目標】

上越市保育園の適正配置等に係る計画（第4期）に基づき、公立11保育園を3つの枠組みに統合・再編し、新保育園整備に向けた取組を計画的に実施する。

【実施内容】

適正な集団生活の場の確保と良好な保育環境の提供の実現に向け、子どもたちの目線も最大限に考慮した上で、公立保育園の統合・再編に取り組む。

事業名	事業内容	令和8年度の取組	事業費
和田・三郷区新保育園整備事業	和田及び三郷区における公立3保育園（大和保育園・和田保育園・三郷保育園）を統合し、移転整備する。	・新保育園建設候補地（所有者不明土地を含む）の取得に係る調査	2,617
津有・高士・諏訪区新保育園整備事業	津有、高士及び諏訪区における公立4保育園（戸野目保育園・上雲寺保育園・高士保育園・諏訪保育園）を統合し、移転整備する。	・新保育園建設地における工事用資材等の移設 ・新保育園建設地の現況測量及び敷地造成に係る設計 ・新園舎建築に係る設計（令和9年度分について、債務負担行為を設定）	48,711 (87,834) ※（ ）内は、債務負担行為分を加えた事業費
柿崎区新保育園整備事業	柿崎区における公立4保育園（柿崎第一保育園・柿崎第二保育園・上下浜保育園・下黒川保育園）を統合し、移転整備する。	・新園舎建築設計に係る構造計算適合性判定手数料	276
合 計			51,604

歳出科目（P194～P195）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーヘルプ保育園運営費	69,982	70,214	△232

主な財源				主な経費			
国庫支出金	7,698	繰入金	16,940	需用費	2,428	使用料及び賃借料	352
県支出金	7,698	一般財源	30,037	役務費	212		
使用料及び手数料	7,609			委託料	66,990		

【目的】

子育て中の保護者の急な勤務や疾病、リフレッシュなど緊急又は一時的な保育ニーズに応えるため、24時間体制の保育サービスを提供する。

【8年度目標】

緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境を整える。

【実施内容】

(1) 対象者

保護者が急な勤務や疾病、リフレッシュなどにより緊急又は一時的に保育することができないと認められる生後8週間から就学前までの児童（※保護者の里帰り出産等に伴い一時的に市内に居住する児童も利用可）

(2) 利用時間・使用料

区分	利用時間	使用料
昼間保育	午前7時から 午後6時まで	3歳未満児：5時間未満700円、5時間以上1,400円 3歳以上児：5時間未満500円、5時間以上1,000円
夜間保育	午後6時から 午後10時まで	800円
昼夜間保育	午前7時から 午後10時まで	3歳未満児：5時間未満1,500円、5時間以上2,200円 3歳以上児：5時間未満1,300円、5時間以上1,800円
24時間保育	宿泊を伴う保育	3,000円 午後4時以降から翌日午前8時までの利用は2,000円

(3) 延べ利用者数

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
昼間保育	6,342	6,573
夜間保育	24	25
昼夜間保育	355	369
24時間保育	72	75
合計	6,793	7,042

歳出科目（P194～P197）	3款2項2目	保育所運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
病児・病後児保育室運営費	67,574	83,455	△15,881

主な財源		主な経費	
国庫支出金	18,927	一般財源	22,257
県支出金	18,927	報酬	3,939
諸収入	7,463	給料	5,092
		職員手当等	2,344
		共済費	2,050
		役務費	227
		委託料	53,334

【目的】

仕事と子育ての両立を支援し、子育ての負担感を緩和して、安心して子育てができるよう病気の児童を一時的に保育できる環境を整える。

【8年度目標】

病児・病後児保育室の利用を希望する全ての児童の受入れが可能な環境を整え、症状に合わせた保育室の利用促進を図る。

【実施内容】

(1) 事業内容

事業名	内容
病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育する。 <p><送迎対応病児保育事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育室の看護師等が、保育園等で体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診後に一時的に保育する。
病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的に保育する。

(2) 病後児保育室の集約

2か所ある病後児保育室は、いずれも利用者数が大幅に減少し、利用定員を大きく下回る状況が続いていることから、利用実態に合わせ、令和8年4月から、わかくさ保育室をがんぎ通り保育室に集約する。

<病後児保育室の年間利用者数>

区分	平成28年度	令和3年度	令和7年度 (見込み)	令和8年度
わかくさ保育室	800 (3.3)	249 (1.0)	136 (0.6)	—
がんぎ通り保育室	511 (2.1)	297 (1.2)	87 (0.3)	165 (0.7)
合計	1,311 (5.4)	546 (2.2)	223 (0.9)	165 (0.7)

※上記（ ）内は、1日当たりの利用者数

(3) 利用時間・利用料等

事業名	実施園等	利用時間	利用料金	事業費
病児保育事業	民間 1 施設(委託) 妙高市 1 施設	平日午前 8 時から 午後 6 時まで	2,000 円/日 ※ 送迎利用は実費 (上限 2,000 円/回)	53,220
病後児保育事業	公立 1 施設 妙高市 1 施設	平日午前 8 時から 午後 6 時まで	1,300 円/日	14,354

提出課	こども家庭センター
-----	-----------

歳出科目 (P196～P197)	3款2項2目	保育所運営費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子育てひろば運営事業	131,526	120,890	10,636

主な財源		主な経費	
国庫支出金	43,833	報酬	36,487
県支出金	43,833	職員手当等	9,797
一般財源	43,860	共済費	8,153
		旅費	1,946
		需用費	780
		委託料	74,139

【目的】

未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、保護者の育児における不安感等の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

【実施内容】

- ・未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供する。
- ・子育てに関する相談や情報提供を行う。
- ・制作や季節行事など親子で楽しめる活動を行う。
- ・開設数 21 か所（公立保育園 8 か所、私立保育園に委託 13 か所）

<利用状況>

区分	令和7年度 (見込み)		令和8年度	
	箇所数	延べ利用者数	箇所数	延べ利用者数
公立	8	9,351	8	7,579
私立	13	31,105	13	32,369
合計	21	40,456	21	39,948

歳出科目 (P196～P197)	3款2項3目	母子福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子生活支援施設運営費	35,622	32,024	3,598

主な財源		主な経費	
国庫支出金	14,788	旅費	146
県支出金	7,394	委託料	29,798
一般財源	13,440	負担金補助及び交付金	5,678

【目的】

生活の支援が必要な母子世帯の入所・保護を母子生活支援施設に委託し、早期の自立に向けて支援する。

【実施内容】

(1) 委託料及び措置世帯数等（市外施設への入所を含む）

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
委託料	18,146	29,616
月平均措置世帯数	5	7
月平均措置人数	14	21

(2) 母子生活支援施設運営事業補助金

母子生活支援施設「みこころ荘」に入所する母子の自立に向け、安定した支援体制を維持するため、施設に対する運営費の助成を行う。

<補助金額及び算定措置世帯数（他市町村の措置による入所を含む）>

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
補助金額	4,732	5,678
月平均算定措置世帯数	14	17

歳出科目（P196～P197）	3款2項3目	母子福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ひとり親家庭等支援事業	109,310	99,203	10,107

主な財源		主な経費	
国庫支出金	5,485	一般財源	55,694
県支出金	47,342	報酬	3,897
繰入金	789	職員手当等	1,142
		委託料	1,968
		負担金補助及び交付金	
			1,815
		扶助費	99,286

ひとり親家庭等の保護者に対し、医療費や資格取得、養育費の取決めに係る費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、就労相談など自立に向けた支援を行う。

○ひとり親家庭等医療費助成事業 98,614

【目的】

ひとり親家庭等の保護者及び児童に係る医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

ひとり親家庭等の児童及びその児童を監護する母、父又は父母以外の養育者の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する（所得制限あり）。

※一部負担金：入院 1,200 円/日

通院 530/回（同一医療機関で1か月5回目以降は無料）

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当年齢まで無料

<助成件数及び助成額>

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数	36,487	34,618
助成額	93,261	93,574

○ひとり親家庭自立支援事業 10,696

【目的】

ひとり親家庭等に対し、自立に向けた資格取得に対する給付金を支給し、就労を支援する。また、養育費の取決めに要する費用を助成することで、養育費の受取を促進し、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

【実施内容】

(1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の母又は父の精神的及び経済的な安定を図るため、関係機関と連携しながら、自立に必要な情報提供や相談等を行うとともに、自立支援プログラムを作成し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

(2) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭等の母又は父の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講費用の60%（上限あり）を支給する。

区分	支給上限額
一般教育訓練	200,000円
専門実践教育訓練	400,000円/年（最大修学年数4年）※

※専門実践教育訓練の指定講座を受講し、受講終了後1年以内に資格取得の上、就職した場合は、受講費用の25%（上限200,000円/年）を追加支給する。

(3) 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修学するひとり親家庭等の母又は父に対し、48か月を上限に、月額100,000円（市民税非課税世帯）又は月額70,500円（市民税課税世帯）を支給する。最終の12か月分は40,000円を上乗せして支給する。

(4) 養育費取決め支援助成金

ひとり親家庭等の母又は父に対し、養育費の取決めに要する費用（弁護士等への相談費用、公正証書原案の作成を依頼した費用など）を助成する（上限100,000円）。

歳出科目 (P198～P199)	3款2項4目	児童福祉施設費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童館運営費	3,374	11,071	△7,697

主な財源		主な経費	
一般財源	3,374	需用費	334
		役務費	64
		委託料	2,809
		使用料及び賃借料	167

【目的】

児童が仲間づくりや自発的な活動を通して、心身ともに健やかに成長する環境を整える。

【実施内容】

- (1) 施設名 名立児童館
- (2) 利用対象 低学年児童等
- (3) 管理体制 児童指導員2人を配置（運營業務委託）
- (4) 開設時間 月曜日から金曜日：下校時から午後5時まで
土曜日：午前9時から午後5時まで
- (5) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで
- (6) 延べ利用者数

施設名	令和7年度 (見込み)	令和8年度
名立児童館	1,233	1,181

歳出科目（P198～P199）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファミリーサポートセンター運営事業	11,054	10,183	871

主な財源		主な経費	
国庫支出金	3,306	旅費	6
県支出金	3,306	役務費	225
一般財源	4,442	委託料	9,692
		負担金補助及び交付金	1,131

【目的】

仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が助け合う相互援助活動を支援する。

【8年度目標】

依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員を確保するとともに、養成講座などを通じて提供会員の資質向上を図る。

【実施内容】

- (1) 設置場所 オールンプラザこどもセンター内
- (2) 開設時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 休館日 第2・4火曜日（祝日の場合はその翌日）
12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 運営体制 業務委託

(5) 報酬、利用料金

依頼会員が提供会員に支払います。

区分	提供会員報酬額	依頼会員利用料金	市補助
平日午前7時～午後7時	900円/時間	700円/時間	200円/時間
上記以外	1,000円/時間	800円/時間	200円/時間

※生活保護世帯は全額助成

※市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯は500円/時間を助成

- (6) 対象 0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童のいる家庭
- (7) 主な活動内容
 - ・特別支援学校への児童・生徒の送迎
 - ・保育園等への児童の送迎
 - ・保育園等の保育対象時間外や保護者の病気及び急用時における児童の預かり
 - ・医療機関受診後の病児の預かり

(8) 登録会員数及び活動回数

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
登録会員数	1,048	1,098
依頼会員	642	655
提供会員	315	344
両方会員	91	99
延べ活動回数	3,491	3,743

(9) 援助活動以外の取組

- ・サブリーダー会議：年5回開催
- ・提供会員養成講座：年4回開催
- ・フォローアップ講習会：年1回開催
- ・情報交換会、会員交流会、事業PR講座：各年1回開催
- ・センターだよりの発行：年2回
- ・会員募集活動：各地区民生委員定例会や各種団体を対象とする説明会を開催

歳出科目（P198～P199）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもセンター運営事業	69,258	65,320	3,938

主な財源		主な経費	
国庫支出金	23,076	諸収入	1,099
県支出金	19,057	一般財源	10,736
繰入金	15,290		
		報酬	37
		需用費	313
		役員費	527
		委託料	67,504
		使用料及び賃借料	877

【目的】

子どもと保護者が気軽に集う場を提供し、交流等を促進することにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うことで、出産や育児への不安感等の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

【8年度目標】

子どもの遊び場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場の提供のほか、個々のニーズに応じた子育て支援情報の提供や相談支援などを継続し、安心して子育てができる環境を整える。

【実施内容】

<施設の概要>

区分	オーレンプラザこどもセンター	市民プラザこどもセンター
利用対象	小学3年生までの児童とその保護者	小学校就学前児童とその保護者
開設時間	午前8時30分から午後5時まで	
休館日	第2・4火曜日（祝日の場合はその翌日） 12月29日から翌年1月3日まで	第3水曜日（祝日の場合はその翌日） 12月29日から翌年1月3日まで
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業 ・一時預かり事業 ・ファミリーサポートセンター事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・オーレンプラザこどもセンターで実施する各種事業の利用に関する問合せへの対応
運営体制	業務委託	

(1) 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

- ・子育て親子の遊びの場、保護者同士の交流の場の提供と交流の促進：通年実施
- ・子育て相談：通年実施
- ・ベビー健康プラザ：年12回
- ・ぷちベビー健康プラザ：市民プラザこどもセンター … 年16回
大瀧区、板倉区、頸城区会場 … 各会場 年6回
- ・すくすくプラザ：年3回
- ・子育てセミナー：年11回
- ・おしゃべり会：年28回
- ・保健師等による専門的な相談窓口：年27回

- ・子育て講座：年 15 回
- ・保育ボランティア養成講座：年 1 回
- ・子育て情報の収集・発信（子育て応援ステーションの更新、センターだよりの発行）

② 延べ利用者数

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
オーレンプラザこどもセンター	76,540	81,713
市民プラザこどもセンター	35,707	39,417
合 計	112,247	121,130

(2) 利用者支援事業

① 開設時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

② 事業内容

- ・利用者のニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援の実施
- ・オンライン子育て相談の実施
- ・子育てで支援に関する情報提供、関係機関との調整
- ・子育てに関するハンドブックの発行：年 1 回
- ・利用者支援セミナー（入園に関する手続の情報提供等）：年 5 回開催
- ・出張 i n f o 13 区の子育てひろば：8 か所で開催
- ・伴走型相談支援窓口（妊娠 8 か月時の相談支援窓口）の開設
- ・地域子育て相談機関（こどもセンター及び子育てひろば）の設置

(3) 一時預かり事業

① 開設時間 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

② 事業内容 保護者の就業や疾病等に対応した一時的な保育の実施

③ 利用対象 市内に住所を有するおおむね生後 7 か月から就学前までの乳幼児

④ 利用者負担金

区 分	金 額
3 歳未満児	5 時間未満 700 円
	5 時間以上 1,400 円
3 歳以上児	5 時間未満 500 円
	5 時間以上 1,000 円

⑤ 利用状況

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
延べ利用者数	1,250	1,226

歳出科目（P198～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
児童遊園管理運営費	7,297	4,404	2,893

主な財源		主な経費			
諸収入	9	報償費	1,417	委託料	1,791
一般財源	7,288	需用費	2,605	使用料及び賃借料	458
		役務費	542	工事請負費	429

【目的】

児童に屋外の遊びの場を提供し、地域における子育てを支援する。

【実施内容】

(1) 設置数 73 か所

<内訳>

区分	高田区	金谷区	春日区	安塚区	大島区	牧区
設置数	1	1	2	1	1	2
区分	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	名立区
設置数	13	6	31	9	3	3

(2) 事業内容

① 専門業者等による遊具の点検

遊具：48 基（全 171 基のうち）

※専門業者による精密点検を実施（3年サイクルで全遊具を点検）

※市職員による全遊具の定期点検を年3回（4月、7月、9月）実施

② 修繕 遊具：4 基

③ 撤去 遊具：2 基、施設設備：2 か所

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こどもの家事業	32,686	31,057	1,629

主な財源		主な経費	
一般財源	32,686	需用費	50
		役務費	296
		委託料	32,315
		補償、補填及び賠償金	25

【目的】

旧こどもの家において、地域と行政が一定の役割分担の下で、子どもたちに安全・安心に遊ぶことのできる場を提供する。

【実施内容】

- (1) 実施場所 旧こどもの家（33か所）、公民館（1か所）
- (2) 利用対象 おおむね3歳以上15歳以下の児童
- (3) 使用料 無料
- (4) 管理体制 町内会等の推薦による管理員を各施設に1人配置
- (5) 開設時間 月曜日から金曜日：午後3時から午後5時まで
土曜日、長期休暇：午後1時から午後5時まで
- (6) 休館日 日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで

(7) 利用状況

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
延べ利用者数	71,556	72,027

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
三世代交流プラザ管理運営費	8,909	7,562	1,347

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	147	需用費	1,750
諸収入	7	役員費	186
一般財源	8,755	委託料	5,881
		使用料及び賃借料	83
		負担金補助及び交付金	1,009

○三世代交流プラザ管理運営費 7,900

【目的】

世代間の交流が促進される地域社会の形成に寄与するとともに、地域による子育てを促進する。

【実施内容】

- (1) 施設名 南三世代交流プラザ
(ふれあい広場、自由広場、世代間交流サロン、研修室、調理室)
- (2) 開設時間 午前9時30分から午後6時まで
- (3) 休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日）、祝日の翌日、
12月29日から翌年1月3日まで
- (4) 管理体制 業務委託
- (5) 維持管理 エレベーター、消防用設備等の点検等

(6) 利用状況

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
延べ利用者数	20,765	22,289

○地域独自の予算事業 1,009

- ・三世代交流のつどいと冊子作成事業（高田区）

世代間交流を推進するとともに、南三世代交流プラザの利用促進や地域住民の健康福祉の増進を図るため、開館25周年を祝う三世代交流のつどい等を開催するほか、記念冊子を作成する。

実施主体：南三世代交流プラザ運営協議会

歳出科目（P200～P201）	3款2項4目	児童福祉施設費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
多世代交流プレイス運営事業	15,836	0	15,836

主な財源		主な経費	
国庫支出金	3,820	需用費	8,280
県支出金	2,000	委託料	7,106
一般財源	10,016	備品購入費	450

【目的】

子どもの遊び場や子育て相談のほか、子どもから高齢者まで幅広い世代が集う「多世代交流の場」としての機能を整備し、地域活性化を推進する。

【目標】

地域住民相互の交流とつながりを育む場の創出に向け、柿崎区及び他の12区に1か所、既存の公共施設内に多世代交流の機能（多世代交流プレイス）を整備する。

【実施内容】

(1) 機能

- ・子どもから高齢者までが集う地域住民等の居場所、交流促進の場
- ・子育て相談、乳幼児と保護者の遊び場、保護者同士の交流の場
- ・小中学生の遊び場
- ・高齢者の活動の場 など

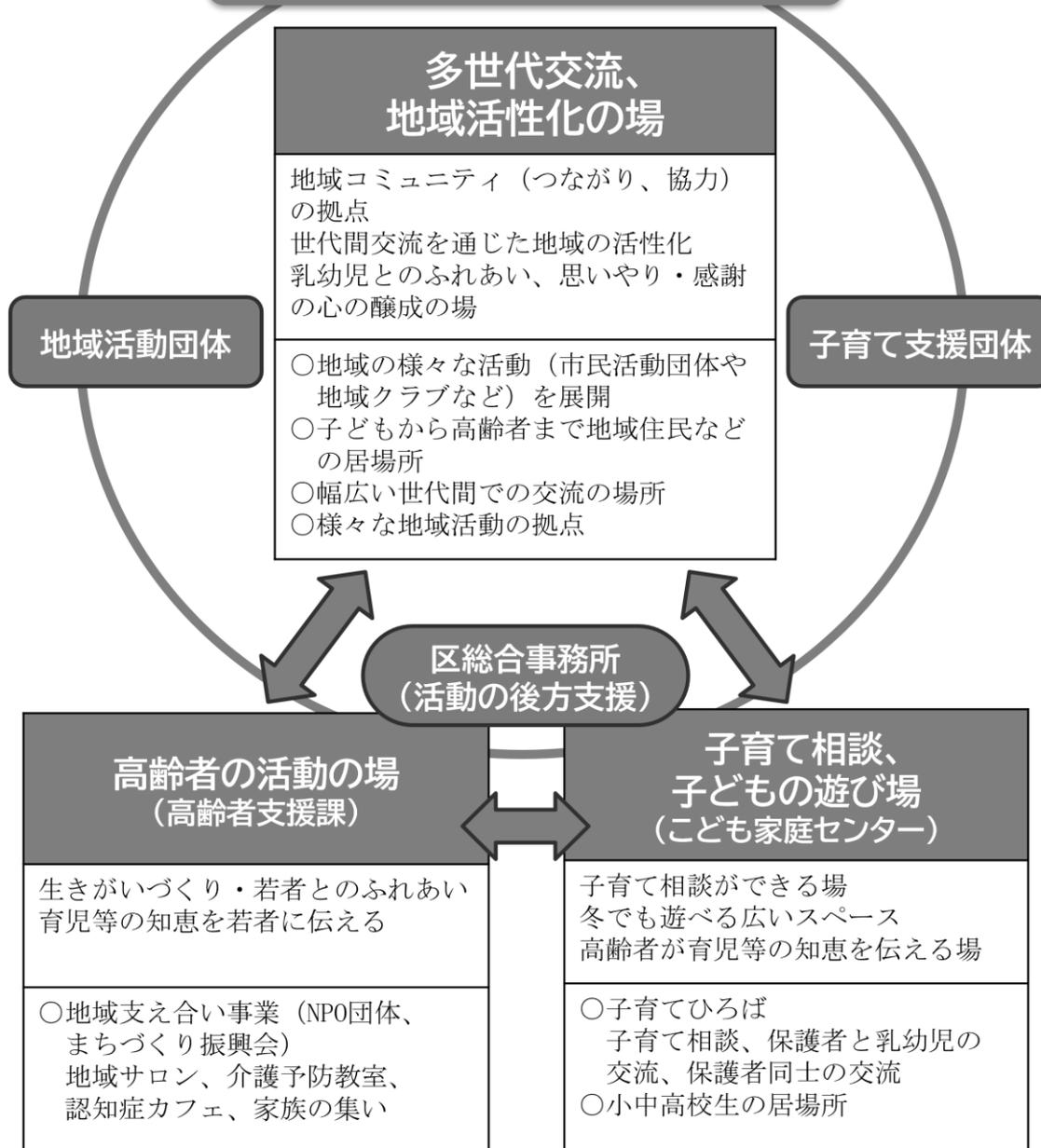
(2) 運営体制等（委託内容）

- ・地域の団体等に運営業務を委託
- ・開設日 週6日（土日含む）
- ・開設時間 午前9時30分から午後6時まで
- ・休館日 週1日、祝日の翌日、12月29日から翌年1月3日まで
- ・その他 月1回以上、交流促進に資する事業を実施する

(3) 整備時期

- ・令和8年10月を目途に整備予定

多世代交流プレイス(機能)



歳出科目（P200～P201）	3款2項5目	若竹寮運営費
-----------------	--------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
若竹寮管理運営費	270,126	269,839	287

主な財源		主な経費	
県支出金	237,191	報償費	140
分担金及び負担金	8,224	旅費	30
一般財源	24,711	需用費	1,493
		委託料	268,063
		備品購入費	400

【目的】

何らかの事情により社会的養護が必要な児童を養護し、入所児童一人一人の生活状況に対応した養育を行うとともに、自立のための援助を行う。

【実施内容】

(1) 指定管理者

社会福祉法人みんなでいきる

（指定期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日まで）

(2) 業務内容

- ・入所児童の養育、自立のための援助
- ・若竹寮の運営及び施設設備の維持管理
- ・養育職員の体制強化

(3) 入所児童の状況（各年度3月1日時点の見込み）

区分	令和7年度	令和8年度
未就学児童	1	2
小学生	19	21
中学生	11	12
高校生	5	7
合計	36	42

(4) 施設整備

- ・給湯器入替修繕

老朽化に伴い、児童居住棟の給湯器を2台更新する。

提出課	幼児保育課こども発達支援センター
-----	------------------

歳出科目 (P202～P203)	3款2項6目	こども発達支援センター運営費
------------------	--------	----------------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こども発達支援センター事業	17,097	18,150	△1,053

主な財源		主な経費	
国庫支出金	91	報酬	604
県支出金	91	給料	8,674
諸収入	16,821	職員手当等	2,842
		共済費	2,487
		需用費	868
		使用料及び賃借料	608

発達に遅れ等のある子どもへの支援及び子どもの成長や発達に応じた保護者への相談等をおして、子どもの健やかな育ちを育む。

○児童発達支援事業 16,811

【目的】

発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行うとともに、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応することで、子どもの健やかな育ちを育む。

【8年度目標】

発達への支援を必要とする児童に対して、児童発達支援等のサービスを早期に提供し、子どもの特性等に応じた適切かつ切れ目のない支援を目指す。

【実施内容】

(1) 国の制度に基づく事業

- ・障害の有無にかかわらず、特性等に応じた発達への支援が必要な児童に対し、障害児相談支援によるケアマネジメントを通じて、児童発達支援及び保育所等訪問支援を提供する。
- ・民間事業所との情報連携を継続し、地域の支援体制の充実を図る。

区分		令和7年度 (見込み)	令和8年度
障害児相談支援	利用者実人数	80	80
	延べ件数	260	280
児童発達支援	利用者実人数	80	100
	延べ件数	1,100	1,510
保育所等訪問支援	利用者実人数	18	20
	延べ件数	115	130

(2) 市独自事業

- ・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者への発達相談のほかに、未就園児を中心にした親子のグループ活動である親子支援や、発音に課題のある年長児等への個別支援などを行う。
- ・各種事業を通じて、保育園等との情報共有や後方支援を行うとともに、就学に向けた移行支援を行う。

区 分		令和7年度 (見込み)	令和8年度
発達相談	利用者実人数	635	615
	延べ件数	1,700	1,750
親子支援	利用者実人数	22	20
	延べ件数	440	400
個別支援	利用者実人数	85	70
	延べ件数	1,360	1,120
相談支援児童に係る 園訪問	実施件数	95	100
保育園等巡回相談	実施件数	47	50

[新]○医療的ケア児の一時保育支援事業 286

【目的】

低年齢の医療的ケアを要する児童の一時保育を行い、保護者の育児負担の軽減を図る。

【8年度目標】

福祉サービスの対象とならない未就園の医療的ケア児を対象とする一時保育を新たに開始する。

【実施内容】

- (1) 内 容 保護者のリフレッシュ等を理由とする一時保育
- (2) 対 象 者 こども発達支援センターを利用する未就園の医療的ケア児
- (3) 実施日時 月曜日から金曜日まで(祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く)
午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 利用料金 4時間未満 500円、4時間以上 900円
- (5) 利用見込み

区 分	令和8年度
利用者実人数	1
延べ件数	12

- ※ 令和7年度まで、こども発達支援センターを利用する未就園の子ども全体を対象としていたが、近年の就園率の上昇や他機関による一時預かり事業の充実に伴う利用者数の減少を踏まえ、医療的ケア児に特化した事業へ再編する。

提出課	こども家庭センター
-----	-----------

歳出科目 (P206～P209)	4款1項2目	母子衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子保健事業	200,321	208,206	△7,885

主な財源		主な経費	
国庫支出金	13,099	諸収入	4,327
県支出金	10,555	一般財源	161,521
繰入金	10,819		
		報酬	30,374
		職員手当等	2,470
		報償費	8,329
		需用費	2,879
		委託料	114,799
		扶助費	35,887

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持・増進並びに生涯を通じた健康への基盤づくりのための各種母子保健サービスを推進する。

○妊婦一般健康診査等事業 98,934

【目的】

妊婦自身が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群等の予防や体調変化に早期に対応できるようにするとともに、妊娠期から子どもの成長・発達・育児について考える機会を持つことにより、子育てに関する不安の軽減及び子どもの健やかな成長発達と生涯を通じた健康の基盤づくりを推進する。

【8年度目標】

- ・妊娠届出時や各種母子保健事業において、母子健康手帳アプリ「母子モ」や子育て支援AIチャットボットサービスの活用を促し、利用者が利用可能な支援について適切な時期に情報収集できることを目指す。
- ・産婦健康診査において、産後うつ病等の支援が必要な産婦を早期に把握し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

(1) 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査

- ・妊娠届出時に妊婦及びその配偶者と面談し、必要な支援の提案など妊娠期から育児期までの見通しを立てるための支援を行う。
- ・妊婦一般健康診査を公費負担し、適切に受診するよう促す。
- ・里帰り出産等により県外で受診した妊婦一般健康診査費用や、多胎等により14回以上妊婦一般健康診査を受診した際の基本的な健康診査費用を還付する。

[新]・医学上の理由等により遠方の分娩施設で出産する必要がある妊産婦に対して、出産や健診に係る交通費等の助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図る。

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
妊婦一般健康診査受診者数	11,328	10,935

(2) すくすく赤ちゃんセミナー

妊婦及びその家族に対し、妊娠中の健康教育を実施する。また、産前産後に不安を抱える妊産婦への相談支援を行う。

(3) 産婦健康診査

産後間もない時期の産婦に対する健康診査を公費負担（1回、上限5,000円）し、産後うつ病のスクリーニング結果から支援が必要な産婦を把握し、早期支援につなげる。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
産婦健康診査受診者数	862	861

(4) 初回産科受診料公費負担

所得の少ない世帯の妊婦に対し、初回産科受診料を公費負担（上限10,000円）し、妊娠早期の適切な時期での受診につなげる。

(5) 子育て支援AIチャットボットサービスの運用

AIを活用した妊娠や出産、子育てに関する問合せサービスの提供により、子育て家庭等が時間や場所にとらわれず、必要な情報をスムーズに収集できる環境を整える。

○妊産婦・新生児訪問指導事業 7,028

【目的】

妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な保健指導や子育て相談を行うことにより、正常な妊娠・出産及び育児の確保に努め、母子の健康の保持・増進と虐待予防の強化を図る。

【8年度目標】

- ・妊娠期及び乳児期からの健康づくりを推進するため、必要に応じて妊婦訪問を勧めるとともに、生後4か月までの乳児及び産婦の全数訪問を実施する。
- ・産後うつ病のリスクが高いなど、支援が必要な産婦を把握し、出産早期から適切な支援を行う。

【実施内容】

(1) 妊産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん事業（妊婦等包括相談支援事業）

出産後おおむね4か月までに、乳児及び産婦への助産師や保健師による全数訪問を実施する。

(2) 訪問型産後ケア事業（1日の利用につき自己負担1,500円、上限5回）

育児不安や授乳の悩み等で産婦が助産師の訪問を希望した場合や、産婦・新生児訪問等で把握した支援が必要となる産婦に対し、助産師が家庭訪問を行い、授乳及び育児指導等を行う。

(3) 宿泊型産後ケア事業（1日につき自己負担5,000円、上限5日）

出産後間もない時期に、産科医療機関等において把握した支援が必要な産婦に対し、産科医療機関での宿泊による産後の身体回復及び育児指導等を行う。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
訪問型産後ケア事業利用件数	204	210
来所型産後ケア事業利用件数	195	210
宿泊型産後ケア事業利用件数	25	40

○産前・産後等ヘルパー派遣事業 2,030

【目的】

ホームヘルパーが家事や子育てに不安を抱える妊産婦やヤングケアラーなどの家庭を訪問し、支援を行うことで家庭環境を整え、虐待リスクを未然に防ぐなど、児童福祉の向上を目指す。

【8年度目標】

- ・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業を実施する際に事業の周知を図り、支援が必要な家庭が制度を利用できるようにする。
- ・委託事業者数を維持し、支援が必要な家庭の利用希望に応えられる環境を整える。

【実施内容】

- [充] (1) 対象期間 妊娠中及び産後24週以内
多胎児の場合は妊娠中及び産後1年以内
- (2) 利用時間 子ども1人につき上限60時間
- (3) 派遣内容 家事援助、兄姉の世話、乳児の世話及び母親への支援
- (4) 利用料金 30分275円

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
延べ利用時間	420	654

○乳幼児健康診査等事業 56,246

【目的】

子どもの成長・発達に関する学習の機会を提供することにより、保護者自身が子どもの育ちを確認できることを目指すとともに、適切な時期での健康診査の受診を促すことにより、疾病や異常の早期発見と成長・発達に応じた支援につなげる。

【8年度目標】

- ・各乳幼児健康診査の受診率98.0%以上を目指す。
- ・乳幼児健康診査や離乳食相談会において、肥満予防の保健指導を行い、増加傾向にある3歳児の肥満度15%以上児の減少を目指す。

【実施内容】

(1) 集団健診

- ・3か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児及び3歳児に対する健康診査を実施し、疾病等が発見された場合には、医療機関への受診を促す。
- ・3か月児を除く集団健診において、歯科健康診査とフッ化物歯面塗布（希望者のみ自己負担1,000円）をあわせて実施する。
- ・成長曲線を活用した乳幼児期の保健指導及び成長・発達や育児等に関する個別相談を行う。
- ・5歳児健診の開始に向けて効果的・効率的な方法や内容を検討し、体制を構築していく。

区 分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
乳幼児健康診査受診率	97.7%	98.0%以上

(2) 個別健診（医療機関委託）

- ・医療機関において、6か月児及び9か月児の個別健診を実施する。

(3) 離乳食相談会

- ・離乳食初期（5か月児）、離乳食中期（7か月児）の2回実施する。
- ・離乳期の栄養、成長・発達及び育児等に関する個別相談を行う。

(4) 新生児聴覚検査

- ・生後2～4日に行う新生児聴覚検査の初回検査費用を公費負担（上限5,000円）し、聴覚に障害のある乳児の早期発見・早期支援につなげる。

(5) 母子健康手帳アプリの運用

- ・令和7年度に機能拡充した母子健康手帳アプリ「母子モ」の運用・保守管理を行い、妊娠期から出産、子育てまでをサポートする。

○不妊不育治療費助成事業 33,967

【目的】

子どもを産み育てたいと願う市民が安心して妊娠・出産を迎えられる環境を整えるため、不妊不育治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【8年度目標】

不妊不育治療に係る制度をもれなく利用できるよう、医療機関への周知を行うとともに、広報上越や市ホームページ等により市民への情報発信を行う。

【実施内容】

(1) 助成対象

不妊不育治療や検査及び保険診療の一部負担金、保険適用外診療の自己負担分、薬局で処方された薬の自己負担分。ただし、国又は他の地方公共団体の助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、給付を受けた額を差し引いた後の額を助成対象とする。

(2) 助成割合等

- ① 生殖補助医療（保険適用）
 - ・助成割合 100%（上限 100,000 円）
 - ・体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術に係る治療を対象に、治療周期ごとに申請が可能
- ② 一般不妊治療及び生殖補助医療（保険適用外）
 - ・助成割合 50%（上限 100,000 円）
 - ・タイミング法や人工授精などの治療に要した期間の初日が属する年度につき 1 回の申請が可能
- ③ 不育治療
 - ・助成割合 50%（上限額 100,000 円）
 - ・不育症の治療に要した期間の初日が属する年度につき 1 回の申請が可能

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
助成件数	560	586
助成金額	32,000	33,854

○子育て・女性・思春期相談事業 2,116

【目的】

生涯を通じた健康づくりの推進に向け、妊娠・出産・育児期や次世代を担う思春期及び更年期等、各ライフステージに応じた知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活にあわせた適切な支援や保健指導を行う。

【8 年度目標】

- ・中学生、高校生を対象とした思春期保健事業について、関係機関と連携し、市内全ての中学校及び高等学校等での健康講座を実施する。
- ・助産師の健康相談室において、母親等の不安を軽減できるよう支援する。
- ・プレコンセプションケアについての知識の普及を行う。

【実施内容】

(1) 助産師の健康相談室

- ・開設回数：週 4 回 月・木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
金曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- ・相談体制：電話及び来所による相談
- ・周知方法：市ホームページや各種子育て支援関連のパンフレットでの周知
妊娠届出時及び訪問、思春期保健事業等の事業を通じた周知

(2) 思春期保健事業

中学校で「命、きずなを考える講座」を、高等学校等で「思春期保健講座」を開催し、性の発達及びそれに伴う健康問題など、学年や実態にあわせた健康教育を実施する。

区 分	令和 7 年度 (見込み)	令和 8 年度
命、きずなを考える講座開催回数	77	74
思春期保健講座開催回数	37	37

[新] (3) プレコンセプションケア研修会

若い世代がプレコンセプションケアの概念を知り、将来に向けての体づくり・生活習慣の見直しを考えるための研修会を実施する。

歳出科目（P208～P209）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
妊産婦・子ども医療費助成事業	719,778	716,394	3,384

主な財源		主な経費	
県支出金	182,943	報酬	3,665
繰入金	193,961	職員手当等	886
一般財源	342,874	共済費	788
		役務費	433
		委託料	17,204
		扶助費	696,616

【目的】

妊産婦と子どもの医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見と早期治療を促進する。

【実施内容】

(1) 妊産婦医療費助成

妊産婦の医療費について、医療機関等で支払う自己負担額の全額を助成する。

[充] 助成対象期間を拡充する。(助成開始日を「妊娠の届出をした日の翌月初日」から「妊娠届出日」とする。)

<助成件数及び助成額>

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数	9,836	9,069
助成額	51,345	48,448

(2) 子ども医療費助成

高校卒業相当の年齢までの子どもの医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。

※一部負担金：入院 1,200 円/日

通院 530 円/回（同一医療機関で1か月5回目以降は無料）

※小学校就学前児童及び市民税非課税世帯の小学生から高校卒業相当年齢まで無料

<助成件数及び助成額>

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
助成件数	330,672	314,927
助成額	681,401	648,168

歳出科目（P208～P209）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
未熟児養育医療給付事業	8,903	6,066	2,837

主な財源		主な経費	
国庫支出金	3,406	委託料	4
県支出金	1,703	扶助費	8,899
一般財源	3,794		

【目的】

生まれたときの体重が一定以下等により、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 制度概要

生まれたときの体重が2,000グラム以下又は2,000グラムを超えていても一定の症状を有している乳児に対し、医師が入院養育を必要と認めた場合に医療費の一部を助成する。

(2) 給付期間

出生日から最長で満1歳の誕生日前日まで

(3) 給付件数及び給付額等

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
給付件数	99	88
給付人数	55	51
給付額	10,471	8,899

歳出科目（P208～P211）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
妊婦のための支援給付事業	92,341	101,825	△9,484

主な財源		主な経費	
国庫支出金	90,670	報酬	1,791
県支出金	835	職員手当等	525
一般財源	836	共済費	408
		役務費	419
		負担金補助及び交付金	
			89,000

【目的】

妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない相談支援と経済的支援を組み合わせ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる社会づくりを推進する。

【実施内容】

妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等に対する相談支援と妊婦のための支援給付を組み合わせ実施する。

<支給内容>

- ・妊娠届出時：5万円を支給
- ・出生届出時：妊娠した子どもの数×5万円を支給

<支給人数及び支給額>

区分	令和7年度 (見込み)	令和8年度
支給人数	1,891	1,780
妊娠届出時	913	880
出生届出時	978	900
支給額	94,550	89,000

歳出科目（P210～P211）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子どもの予防接種事業	307,728	309,809	△2,081

主な財源		主な経費	
一般財源	307,728	報酬	1,807
		職員手当等	525
		需用費	676
		役務費	942
		委託料	300,768
		扶助費	2,489

【目的】

様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

【8年度目標】

医療機関と連携して積極的に接種勧奨を行い、接種率の向上を目指す。

【実施内容】

対象者 定期接種対象者
 実施方法 委託医療機関での個別接種
 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 助成額 接種費用の全額

<接種率の見込み・計画>

(単位：%)

種類	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (計画)
五種混合	93.5	98.0
二種混合	81.0	81.0
麻しん風しん混合	1期	92.0
	2期	91.0
日本脳炎（定期）	86.3	104.6
BCG	92.0	90.0
小児用肺炎球菌	91.5	92.5
水痘	89.0	92.0
B型肝炎	91.0	90.0
ロタウイルス	91.0	94.0
子宮頸がん	28.6	26.0
RSウイルス	-	95.0

※令和8年度の計画接種率はR4～R6の実績接種率平均値から算出

（日本脳炎（定期）の計画接種率が100%を上回ったのは、当初想定していた対象者数に対して転入者が増えたことにより、実績接種率が100%を超過したため。）

<RSウイルスワクチンについて>

- ・ワクチン名：RSウイルスワクチン（アブリスボ）
- ・概要：妊婦にワクチンを接種することで、母体のRSウイルスに対する中和抗体価を高め、胎盤を通じて母体から胎児へ中和抗体が移行し、新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする肺炎や気管支炎など下気道疾患を予防するもの
- ・対象者：妊娠28週から36週の妊婦
- ・実施期間：令和8年4月1日～
- ・接種回数：1回